

平成28年7月20日

工事写真の不適切な補正等について

工事写真の不適切な補正等に関する注意事項

工事写真を電子媒体で提出するにあたり、補正を行う場合は下記に注意してください。

1. 工事写真の補正編集については、認めていません。

(さいたま市写真管理基準 (平成28年4月1日改定))

http://www.city.saitama.jp/005/003/013/p047404_d/fil/315syasinkanrikijun.pdf

2. 監督員または検査員が不適切な補正・悪質な改ざんを発見した場合は、文書注意の他、工事成績評定の減点、入札参加停止等の措置を取ることがあります。

(さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱)

(さいたま市工事成績評定要領)

3. 悪質な改ざん行為を犯したことにより、さいたま市に被害を与えた場合は刑事告訴を行うことがあります。